

平成26年11月第34回互理町議会臨時会会議録（第1号）

○ 平成26年11月10日第34回互理町議会臨時会は、互理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応招議員（18名）

1 番 鈴木洋子                      2 番 高野孝一

3 番 熊田芳子                      4 番 小野一雄

5 番 佐藤正司                      6 番 安藤美重子

7 番 百井いと子                      8 番 渡邊重益

9 番 鈴木邦昭                      10番 渡邊健一

11番 四宮規彦                      12番 高野進

13番 熊澤勇                      14番 佐藤アヤ

15番 高橋晃                      16番 鞠子幸則

17番 佐藤実                      18番 安細隆之

○ 不応招議員（なし）

○ 出席議員（18名）                      応招議員に同じ

○ 欠席議員（なし）                      不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 貞	副 町 長	三戸部 貞 雄
総務課長	佐 藤 浄	企画財政課長	吉 田 充 彦
用地対策課長	佐 藤 雅 徳	税務課長	佐 藤 邦 彦
町民生活課長	牛 坂 昌 浩	福祉課長	阿 部 清 茂
被災者支援課長	西 山 茂 男	健康推進課長	佐々木 利 久
農林水産課長	齋 藤 幸 夫	商工観光課長	
都市建設課長	佐々木 人 見	兼わたり温泉鳥の海所長	酒 井 庄 市
復興まちづくり課長	千 葉 英 樹	都市建設課専門官	市 川 仁
会計管理者兼会計課長	鈴 木 久 子	上下水道課長	川 村 裕 幸
学務課長	鈴 木 邦 彦	教育長	岩 城 敏 夫
農業委員会事務局長	菊 地 和 彦	生涯学習課長	熊 澤 一 弘
		選挙管理委員会書記長	佐 藤 浄

○ 事務局より出席した者の職氏名

庶務班長 丸 子 城 主 事 櫻 井 直 規

## 議事日程第1号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

議長諸報告

日程第 3 提出議案の説明

日程第 4 議案第92号 区域外における公の施設の設置に関する協議について

日程第 5 議案第93号 平成26年度亶理町一般会計補正予算（第4号）

日程第 6 議案第94号 平成26年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第2号）

日程第 7 承認第 8号 専決処分の承認を求めることについて（亶理町母子寡婦福祉対策資金貸付条例の一部を改正する条例）

日程第 8 承認第 9号 専決処分の承認を求めることについて（亶理町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例）

午前10時00分 開会

議長（安細隆之君） おはようございます。

これより、平成26年11月第34回亶理町議会臨時会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（安細隆之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第124条の規定により、3番熊田芳子議員、4番小野一雄議員を指名いたします。

## 日程第2 会期の決定

議長（安細隆之君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

## 議長諸報告

議長（安細隆之君） 次に、諸般の報告をいたします。

第1、地方自治法第121条の規定に基づきます説明員は、別紙お手元に配付のとおりであります。

第2、町長提出議案についてであります。町長から、議案3件、承認2件が提出されております。

以上で諸般の報告を終わります。

## 日程第3 提出議案の説明

議長（安細隆之君） 日程第3、提出議案の説明を求めます。

町長、登壇。

〔町長 齋藤 貞 君 登壇〕

町長（齋藤 貞君） 本日、第34回亘理町議会臨時会を開会するに当たり、議員各位には何かとご多用のところご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今回ご提案申し上げご審議賜りますのは、議案3件及び承認2件であります。よろしくご審議方お願い申し上げます。

初めに、議案第92号「区域外における公の施設の設置に関する協議について」に

つきましては、亘理町広域運行乗合自動車の岩沼市内への乗り入れについて、岩沼市内に新たに乗合自動車の運行路線と停留所を設置することについて、岩沼市と協議が必要となることから、地方自治法第244条の3第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

この件につきましては、JR常磐線上りの最終電車後に岩沼駅から逢隈駅・亘理駅を經由し、浜吉田駅までの乗合自動車を運行することにより、通勤者等の足の確保を図り、町民福祉の向上に資するため提案するものでございます。

続いて、予算関係議案についてご説明申し上げます。

議案第93号「平成26年度亘理町一般会計補正予算（第4号）」につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,164万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ329億1,477万4,000円とするものであります。

それでは、初めに歳出予算についてご説明申し上げます。

2款総務費総務経費につきましては、町の事業においてけがなどに際し支払われる公共活動協力者見舞金の不足額として、補償補填及び賠償金130万円を増額補正するものであります。

7款商工費につきましては、去る10月4日にわたり温泉鳥の海が日帰り入浴施設としてリニューアルオープンし、連日多くのお客様にご来場いただいているところでございますが、今回の補正につきましては、わたり温泉鳥の海に常勤する職員の人件費395万9,000円を商工総務費の職員人件費と2款一般管理経費の職員人件費から減額するものであります。

10款教育費小学校施設整備事業費につきましては、将来の亘理小学校校舎改築を見据え、学校敷地に隣接する北側用地2,563.12平方メートルを取得するため、公有財産購入費と立木補償費を合わせて5,430万円を増額補正するものであります。この事業につきましては、立木補償において桜の木の移植が必要であり、完了まで1年余りの期間を要することから、第2表において用地購入費及び立木補償費に係る平成27年度の債務負担行為の限度額設定をあわせて行うものであります。

続いて、歳入予算になりますが、19款諸収入におきまして全国町村会総合賠償補償金130万円を増額補正するものであります。

最後に、17款繰入金であります。亘理小学校用地取得事業費の財源として奨学教育基金繰入金5,430万円を増額補正するもののほか、財政調整基金繰入金395万

9,000円を減額補正するものであります。

議案第94号「平成26年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算（第2号）」につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ695万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,177万6,000円とするものであります。

今回の補正につきましては、ただいま一般会計補正予算の説明でも述べましたように、営業を再開したわたり温泉鳥の海に係る常勤職員の人件費として395万9,000円を計上するほか、施設の修繕費として300万円を増額補正するものであります。

わたり温泉鳥の海に関しましては、東日本大震災により被災した荒浜地区の復興のシンボル、さらには亘理町における観光の拠点施設として今秋の再開を目標に取り組んできたところではありますが、おかげさまで先月10月4日にリニューアルオープンすることができました。営業を再開した温泉には、連日多くのお客様がお見えになり、荒浜地区にかつてのにぎわいが少しずつではありますが戻ってきております。改めまして、わたり温泉鳥の海の再開にご支援・ご尽力賜りました議員各位や地区住民を初めとする皆様に対し、感謝申し上げる次第でございます。

わたり温泉鳥の海の運営に関しましては、日帰り入浴施設として再開することから、臨時職員を雇用した上で商工観光課の職員が兼務により対応する予定でありましたが、リニューアルオープンして約1カ月が経過し、やはり施設を安定的に運営していくためには常勤職員の配置が必要であることから、職員2名の人件費として395万9,000円を増額補正するものが今回の補正の主なものであります。

続いて、歳入予算になりますが、3款繰入金において常勤職員人件費分としてわたり温泉鳥の海運営基金繰入金395万9,000円を増額するほか、6款寄附金において、アサヒビール株式会社様からわたり温泉鳥の海への支援金として300万円のご寄附を頂戴したことから同額を計上するものであります。

なお、アサヒビール株式会社様におかれましては、3カ年続けてのご寄附を頂戴しており、たび重なる支援に対しまして衷心より御礼申し上げますところでありませう。

最後になりますが、承認案件についてご説明申し上げます。

承認第8号「専決処分の承認を求めることについて（亘理町母子寡婦福祉対策資

金貸付条例の一部を改正する条例)」につきましては、次代の社会を担う子供の健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律において母子及び寡婦福祉法が改正され、平成26年10月1日に施行されること並びに宮城県における父子福祉資金貸付制度の開始に伴い、引用する文言の整理及び対象枠を拡大させるために改正を行ったことから、その承認を求めるものであります。

承認第9号「専決処分の承認を求めることについて（亘理町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例)」につきましても、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律において母子及び寡婦福祉法が改正され、平成26年10月1日に施行されることに伴い、引用する文言の整理及び対象児童の特定を明文化する等のために改正を行ったことから、その承認を求めるものであります。

以上、提出議案等についての概要説明を終わりますが、慎重ご審議賜りまして原案どおり可決くださいますようお願い申し上げます。以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（安細隆之君） 提出議案の説明が終わりました。

日程第4 議案第92号 区域外における公の施設の設置に関する協議について

議長（安細隆之君） 日程第4、議案第92号 区域外における公の施設の設置に関する協議についての件を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それでは、最初に議案書の1ページをお開きください。

議案第92号 区域外における公の施設の設置に関する協議について、ご説明申し上げます。

地方自治法第244条の3第1項の規定に基づき、町外であります岩沼市に亘理町の施設でありますバス停やバス路線を設置するために岩沼市との協議を今後行ってよいか議決を求めるものでございます。

記の下に、まず1番としまして施設の名称でございますが、亘理町広域運行乗合自動車とし、岩沼まで運行する町民バスを広域運行するための路線や停留所を設

置するものでございます。

2としまして、設置の場所ですが、岩沼市館下1丁目1の145地内として、いわゆるJR岩沼駅構内でございます。

3番目が設置の目的ですが、JR岩沼駅と亶理町内のJR各駅を連絡する直行バス路線を運行し、通勤等の足を確保することにより町民の福祉の向上を図るためのものでございます。

4番目が使用条件ですが、岩沼市民の当該施設の使用については、亶理町広域運行乗合自動車条例、規則及びその他の規程の定めるところによるものでございますが、来年1月から広域運行を開始するために、広域運行にかかわる路線の設定や料金等についての条例を12月の定例会に上程させていただき予定でございます。

本日、この協議について議決いただければ、公の施設の設置について岩沼市のほうへ文書にて協議を依頼し、岩沼市の12月議会での議決を経るようになりますので、その岩沼市のその後の回答を踏まえ、広域運行の条例を制定させていただきものでございます。

5の使用料としまして、岩沼市民の使用料は亶理町広域運行乗合自動車条例の定めるところによるものでございまして、現在町内のバス運行につきましては、被災者支援のため無償で運行しておりますが、岩沼市からの広域運行につきましては有償での運行とさせていただきたいと思っております。1回の乗車につきまして500円の料金設定を考えておりまして、12月定例議会におきましてこの条例にて料金を設定させていただき予定でございます。

6番目が経費の負担ですが、施設の整備及び維持管理等に関する経費の負担については、原則として亶理町が負担するものでございます。

今回の直行バスの運行の概要でございますが、東日本大震災以降にJR常磐線の運行便数が減便されております。JR東日本に増便の要望活動を行っておりますが、浜吉田駅以南が復旧するまではJR側としては難しいとされております。

そこで、震災以前にありました仙台駅発23時30分前後に運行しておりましたJR常磐線の最終便の要望が町のほうに多数寄せられていることから、JR岩沼駅と亶理町内の3つの駅を連絡する直行バスを運行いたしまして、通勤等の足を確保することにより町民の福祉向上を図るため提案するものでございます。



議案書の2ページをごらんいただきたいと思います。JR岩沼駅からの運行経路図案にお示ししておりますが、主に国道4号、あと6号、それから県道亶理停車場線、町道亶理浜吉田線を通り、JR岩沼駅、逢隈駅、JR亶理駅、JR浜吉田駅に停留所を設置するものでございます。

運行距離につきましては17キロメートルを見込んでおりまして、所要時間は32分ほど見込んでおります。

運行のバスの台数でございますが、1台で29人乗りのバスを予定しております。

運行のダイヤにつきましては、東日本大震災以降に減便されておりますJR常磐線の代替としましてJR岩沼駅を23時51分発浜吉田駅0時23分着の1便の運行でございます。これにつきましては、JR東北本線の最終便の1本手前の便で震災前に運行しておりましたJR常磐線の最終便と同じ時間帯を代替バスとして運行するものでございます。

それから、運行日でございますが、現在町内を運行するさざんか号と同様に平日の運行とし、土日・祝日・年末年始は運休の予定でございます。

期間については、今のところ年明けの1月からJR常磐線のダイヤが復旧するまでと考えております。

これによりまして、今後仙台圏域からの交通手段が確保されることや、今まで岩沼駅に迎えに行くなどしておりました家族の方々の負担の軽減になることを期待しておりますので、よろしくご審議方お願い申し上げます。以上でございます。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。5番佐藤正司議員

5番（佐藤正司君） 2点についてご質問させていただきます。

まず、設置の場所でございます。それと、経費の負担という2点でございますが、設置の場所は、先ほどJR構内の説明というふうなことがあったわけでございますけれども、まずは具体的にタクシープール等に接続をするのか、設置する場合にはある程度目立つところというか、わかるようなところがいいのかなというふうに思っております。

あと、経費の負担でございます。提案説明の中で停留所ということでございます。その停留所の設置場所、大きさ、それと維持管理に関しては多分委託になるのかなというふうなことを感じるわけですが、その辺の考え方をお尋ねいたします。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 最初に、岩沼駅の駅前広場の具体的な設置場所でございますが、今現在岩沼の駅広については改修工事が終わりました、タクシープール、それから岩沼のアイバス、あと一部のJRバス等、利用されております。それで、今現在検討しておりますのは、タクシープールの北側の岩沼のアイバスさんの停留所、そこにバスの白線で引いたラインがありますけれども、そこをお借りいただくように岩沼市さんと協議を進めている状況でございます。

それからあと、亶理町内の停留所につきましては、今現在のさざんか号と同じで、逢隈駅については逢隈駅の駅広のバス停留所、あと亶理駅については亶理駅の西口のさざんか号の停留所、あとJR浜吉田駅についてはもとのJAさんのあった広場です。今現在もさざんか号の停留所になっていますけれども、そちらのほうを同じように予定しております。

それから、維持管理等含めましての委託料についてですが、これについては今現在、地元のマルワタクシーさんと、さざんか号については委託契約を結んでおります。それで、今後については、予定でございますが、やはり今の委託で運行管理者等の手配等を考慮しますと、同様に町内のマルワさんのほうに委託ということで今のところ検討しているというような状況でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） そのほかに質疑はありますか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 今回の区域外の公の施設の設置は、今説明がありましたけれども、町民にとっても通勤者にとっては非常に便利がよくなるというふうに思います。

それで、それを踏まえて、JR利用者などへの周知徹底をどういう方法で行うのか、まず答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） まず最初に、JR岩沼駅のほうに、ちょっと事前に、本協議でないですけれども事前にちょっと一度話をしたことがあります。それで、JR側からご回答とかお話しいただいた点について説明申し上げますと、JRについてもそういうようなバスを運行することによって、JR自体についてもやはり乗客数が見込めるということで、JR側については例えばJR岩沼駅で独自に発行しております時刻表、その中のほうに亶理町の広域運行バスがこの時間帯で

運行していますよというような、いわゆるリレー号というか、そういうPRをしたいというお話がまずあります。

それから、亶理町、町自体につきましては、町の広報紙あるいはホームページ等でPRをしまして利用者の促進を図っていきたいということで考えております。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 2点目ですね。先ほど説明ありましたが、12月議会に亶理町広域運行乗合自動車条例を提案するというふうに説明されましたけれども、議案書4の利用条件、これはどういう案文になっているのか説明をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 先ほど冒頭の説明で申し上げましたように、今後、今回亶理町の議会のほうでご承認いただければ、岩沼のほうに文書で協議しまして、12月の市議会で公の施設の設置に関する協議について議論いただいて可決いただければ、1月に運行するようになります。それで、その岩沼市の議決後に、先ほど申し上げましたように、町としましては12月の定例会で亶理町広域運行乗合自動車条例を上程させていただく予定でございます。

それで、今現在の内容について、案でございますが、主な要点だけ説明申し上げますと、まず使用料につきましては、亶理町が運行する広域乗合自動車を利用する者、いわゆる乗客ですが、まず1人1乗車につき500円という規定でございます。それから、小中学生の乗客の使用料については、1人1乗車につき250円として、未就学児の使用料については無料ということで条例を考えております。

それから、運行路線名については岩沼線ということで、運行の区間、回数、運休日、それから停留所等については規則、いわゆる亶理町広域運行乗合自動車条例施行規則で定めたいということで考えております。区間については、先ほど説明した岩沼駅停留所から各JRの停留所を回ってJR浜吉田駅まで。それで、運行回数については1日1便、停留所については岩沼・逢隈・亶理・浜吉田駅の4カ所。それから、週休日については、先ほどと重複しますが土日とそれから祝日、それから12月29日から1月3日、それからその他町長が特に必要であると認めたときというような内容でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 1点だけお願いします。

全員協議会で、資料によりますと、「亶理町町民バス条例改正」となっておりますが、これはどの条例を指しているんですか。こういう条例は、正式名称はないんですね。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 全員協議会でお話ししたのは、亶理町町民乗合自動車の条例でございます。文面、表現がちょっと悪かったんですけども、町民乗合自動車、これについては今の現行のままでございまして、新たに岩沼までの広域運行乗合自動車条例、これを新たにつくるという内容でございました。ちょっと全員協議会時のあの説明資料、ちょっと説明が申しわけなかったんですけども、新たに広域運行乗合自動車条例を作成するというような内容でございます。以上です。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。2番高野孝一議員。

2番（高野孝一君） 1つだけ。岩沼には2つのタクシー業者さんがおります。きくやさんと稲荷タクシー。当然、今回最終便の利便性を図るということで町民バスを走らせるわけですけども、それによってそのタクシー業界のほうで売り上げが若干減るといふようなことが予想されると思います。その点に関して、これから協議するに当たり、当然最悪の場合反対、よければ全面的に協力というのが一番いいんですけども、その営業補償というものが発生する可能性もあると思います。それで、その反対とかその営業補償が発生した場合の対応は考えているのかどうか伺いたします。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 基本的には、今申し上げましたように岩沼駅の駅広場、これについては岩沼市さんが管理しています。それで、基本的には駅広場の停留所の乗り入れについては、岩沼市さん、それから議会の承認をいただければ運行することは可能なんですけれども、ただ今、高野議員さんがおっしゃられました岩沼市にはきくやさんと稲荷タクシー、2社ございまして、実は先般ちょっと日にちは忘れちゃったけれども、岩沼市で岩沼市の担当者、それからそのタクシー2社とお話しした経緯があります。それについては、通行云々でなくいわゆる意見聴取

というか、そういう形で話し合いさせていただきました。その中におきましては、やはり今後採算がどうなのかなという話もちょっと受けたんですけれども、基本的にはだめだという話はちょっと聞かなかったんですけれども、ただ売り上げが減る可能性はあるかもしれないという話は正直されました。ただ、そういう意味で、今後、運行等については最終的な決定するあれではないんですけれども、今後何回かそういうことで岩沼市内の2社のタクシー業者さんと再度話をしながらいろいろと詰めていきたいということでお話しさせていただいております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） 亶理町には広域乗合自動車を協議する協議会がありますよね。当然そこでも話をすると思いますし、岩沼さんのほうでもそういうふうな協議会というのはあるんですか。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 亶理町もありますし、岩沼市も岩沼市の協議会がございます。それで、実は来週ですか、16日に岩沼市の公共交通会議のほうに私どもが行って、この内容を説明して、その後に岩沼の市議会にこの公の施設の設置に関する協議について上程させていただくというようなスケジュールで今進んでおります。以上でございます。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） 亶理町の場合、公共交通会議には民間のタクシー屋さんが入っているはずなんですけれども、岩沼さんの場合ですと、きくやさんとか稲荷さんとかが入っていて、その中で一緒に協議するというふうに、その形になるわけですか。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 大変申しわけないですけれども、岩沼市の内容なので、ちょっと亶理町では深く話にちょっと関与できないのですけれども、実際内容を見ますと、岩沼市の公共交通会議にはタクシー業者さんはいっていないようです。それで、そういう意味で、先ほど申し上げましたタクシー業者さんと町のほうでちょっとお話しさせていただいたという経緯がございます。以上です。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。4番小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） 2点質問しますが、基本的に一つ、私はこの問題はJ R側に運行してもらうのが一番いいのかなと思っております。それで、先ほどの答弁でありますと、浜吉田以南の開通までは無理だというような話がありましたけれども、なぜ無理なのか、その辺の理由をまずわかる範囲でお答え願いたいと。

それから、もう1点は経費の負担。このまま運行した場合に、経費の負担割合について、どうしてもJ R側が運行しないというのであれば経費の負担を折半するような話し合いをしたのかどうか、その辺を答弁願いたいと思います。

議 長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それで、J R側のほうには実は私を含めて町長も何回も行っております。それで、その中ではやはり深夜ということと、運行管理者、運転手の手配等含めまして、やはりJ R側としては無理ですというか難しいという回答を行くたびにお話しされております。それで、今小野議員さんが言った経費の負担等についてもいろいろお話しして、J Rさんで何とかできないでしょうかという話もしたんですけれども、最終的には、もし町のほうでやられればいいんでしょうけれども、J Rとしては、ちょっと今の現状では震災復興等も踏まえると無理ですという回答をいただいたことから、あと常磐線については29年の春に浜吉田駅から相馬まで開通するというのも考えますと、まずそれまでの区間でも、やはり今まで現在の12時台利用された方々を考慮しますと、やはりそれじゃあJ Rで難しいのであれば、町のほうでぜひともやはりやらなければという町長の強い思いもありまして、今回町のほうでさせていただくというような経緯がございます。以上です。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） この件に関して、私からも申し上げます。

前のときも申し上げたと思いますけれども、J Rの対応というのは非常に岩盤みたいなもので、ですから今後とも組織として非常に強い、そういったものを持っているんですけれども、いろんな方々というか人脈を紹介していただきながら、今後ともいろんな面で、前も出ましたエレベーターの件もありますし、東口の件もあります。いろんな件で、やはり仙台との利便性というのは亶理町にとっては非常に絶対不可欠なものだというのは、私も判断していますから、今後とも非常に岩盤であるJ Rとは粘り強くいろんな面で交渉していきたいと思います。小野

議員におかれましても、先輩としていろいろよろしくご協力お願いしたい。このことはあえて申し上げたいと思います。以上です。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） 協力するところは協力して、今町長が最後に言ったのは別問題として、いろいろ私も調査させていただきました。1つは、J R とすれば、予測ではありますが、ダイヤ改正というのは半年前にもう列車の運行ダイヤを引いてしまうということで、時期がおくれるとどうしてもだめだと。これが1点あります。

あともう1つは、乗務員の確保なんです。車掌さんなり運転手さん、最終便で来た場合に、昔は山下泊まりというのがありまして、あそこに乗務員の泊まる施設があったんですよ。だからそういう問題があると。例えば、亘理にじゃあ災害公営住宅があいていますから、ここに泊まってくださいと。例えばですよ、そういうふうな譲歩案を話して、乗務員の確保も、泊まる場所もありますよというようなことも話をしながらすれば、いろんな別なアイデアが出てくるのではないのかなというふうに私は思います。

したがって、もう少しJ R 側に強力に押せば、来年に向けて、半年前ですから来年の9月あたりまでには新たな施策に向けて、ダイヤ、電車を走らせてもらおうと。それで、いろいろあるんですよ。例えば仙台から回送電車もあるんですよ。乗務員を一旦最終便で来て仙台に戻すという手もあるんですよ。ですから、そういった部分を踏まえて、もう少し中身を精査の上、J R 側と折衝すべきではないのかなと思いますが、その辺いかがですか。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 常磐線の復旧につきましては、先ほど申し上げました浜吉田・相馬間、29年の春開通予定ということでJ R さんで進んでおりますが、町としましては町単体じゃなくて、あと相馬、新地、それから山元、亘理の常磐線の北部期成同盟会、そちらのほうで協同で要望活動もJ R の仙台支社、それから水戸支社のほうに年1回ずつ行っております。その中で全体要望と、それから町の要望としましては、今言った常磐線の最終便の復活について、これについては震災後から毎年のように要望しておりますし、あるいはあと、先ほど申し上げました町長それから私どもが単独で行った際についても、同様の内容の要望を申し上げます。仙台の支社長の回答でございますと、これもあくまでも予定とい

う話で言われておりますが、やはり常磐線が今暫定で運行していますけれども、やはり本復旧して正規な運行状態になった際に検討したいという話をされております。ただ、町としてやはりそこまでも待てませんので、ぜひとも今小野議員言いましたように、すぐにでも最終便の復活をお願いしたいということで再三要望しておりますが、今後については同様に、再度、いろんな条件等もあるでしょうから、その辺も踏まえて今後とも要望していきたいということで考えております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） 私は、せっかく公共交通を利用するお客さんが定期券を持っておって、定期券があるのに何で500円なりを、例えば決まった場合ですよ、500円なりを出して乗車しなくちゃならないのかなというのが、ここが情けない。本当にわびしい気持ちであります。

したがって、一刻も早く、人員の問題もありますけれども、やっぱり今は町民バスが満杯になって、こういう状態では一日も早くJR側にダイヤを、列車を走らせてもらうというような、状況を見ながらどんどん折衝していくべきではなのかなということで、まず何といたしますか、多くの町民、乗車することが条件かなと思いますので、その辺強力にアピールをお願いしたいなと思います。答弁は要りません。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第92号 区域外における公の施設の設置に関する協議についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第92号 区域外における公の施設の設置に関する協議についての件は、原案のとおり可決されました。



日程第5 議案第93号 平成26年度亶理町一般会計補正予算（第4号）

議長（安細隆之君） 日程第5、議案第93号 平成26年度亶理町一般会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それでは、続きまして議案第93号 平成26年度亶理町一般会計補正予算（第4号）について説明申し上げます。

一般会計補正予算書（第4号）をご用意いただきたいと思います。

最初に、1ページ目になります。

第1条、歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,164万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ329億1,477万4,000円とする。

第2条、債務負担行為の補正。債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正によるものでございます。

それでは、歳出から説明申し上げますので、予算書の12ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、2款総務費114万9,000円の増額補正でございますが、内訳といたしまして一般管理費15万1,000円の減額補正につきましては、わたり温泉島の海に常勤します2名分の退職手当組合負担金を減額補正するものと、諸費といたしまして130万円の増額補正につきましては、町の事業においてけがなどをした際に支払われる公共活動協力者見舞金の不足金として補償補填及び賠償費130万円を増額補正するもので、合計114万9,000円を増額するものでございます。

次に、7款商工費380万8,000円の減額補正でございますが、10月4日にわたり温泉島の海が日帰り入浴施設としてリニューアルオープンし、連日多くのお客様にご来場いただいておりますが、今回の補正の内容につきましては、わたり温泉島の海に常勤することになります2名分の職員人件費380万8,000円を減額補正するものでございます。

10款の教育費2項1目小学校管理費の施設整備事業費5,430万円の増額補正につ

きましては、将来の亘理小学校校舎改築を見据え、学校敷地に隣接します北側用地2,563.12平方メートルを取得するため、公有財産購入費4,800万円と立木補償費630万円を増額補正するものでございます。

続いて、歳入についてご説明申し上げます。

9ページをお開きいただきたいと思います。

17款繰入金の財政調整基金繰入金につきましては、今回のわたり温泉鳥の海の職員人件費にかかわる財源分といたしまして、財政調整基金からの繰入金を395万9,000円減額補正するものでございます。奨学教育基金繰入金につきましては、亘理小学校用地取得事業費の財源といたしまして、5,430万円増額補正するものでございます。

19款の諸収入におきましては、全国町村会総合賠償補償金130万円を増額補正するものでございます。

最後に、4ページをお開きいただきたいと思います。

債務負担行為の補正でございます。今回、補正予算で上程させていただきます亘理小学校学校敷地北側の用地取得につきましては、桜の木の移植が必要であり、完了まで今後1年余りの期間を要することから、用地購入費、それから立木補償費にかかわる平成27年度の債務負担行為の限度額の設定を行うものでございます。亘理小学校用地購入費として、平成27年度に支出する限度額を2,054万円、亘理小学校用地購入にかかわる立木補償費の平成27年度に支出する限度額を271万円に設定するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。6番安藤美重子議員。

6番（安藤美重子君） わたり温泉のほうに今回従業員として2名の方が移られるということなんですけれども、そういたしますと商工観光課のほうの人数が、職員がちょっと不足するのではないかなというふうに考えます。そこで、鳥の海温泉の今現在の状況が、どれくらいのお客様があつてこういう状態で足りない、そしてその不足分のこちらの役場のほうの職員の仕事はどのようにするのかというようなことをお尋ねいたします。

議長（安細隆之君） わたり温泉鳥の海所長。

わたり温泉鳥の海所長（酒井庄市君） それでは、現在の鳥の海温泉の状況でございますけれども、10月4日のオープン以来、10月分といたしまして入浴者が1万1,124人、1日平均で412名の入浴者を数えております。それで、2名やっぱりどうしても温泉のほうへ常勤せざるを得ないというふうな状況でございますので、残った職員の方で現在の商工観光課の方の業務を履行しております。以上です。

議長（安細隆之君） 安藤美重子議員。

6番（安藤美重子君） これは当面の予算措置ということで、来年度、新年度になりましたらば、何といたしますか、商工観光課のほうは従来どおりの人数に戻すということが前提になっているのですか。

議長（安細隆之君） わたり温泉鳥の海所長。

わたり温泉鳥の海所長（酒井庄市君） 人員の配置につきましては、これから総務課等と協議してまいりたいと考えております。

議長（安細隆之君） 安藤美重子議員。

6番（安藤美重子君） 温泉のほうに常勤2人を配置するという事なんですけれども、その2人の方の主な業務内容というのはどういうことなんでしょうか。

議長（安細隆之君） わたり温泉鳥の海所長。

わたり温泉鳥の海所長（酒井庄市君） 主な業務といたしましては、温泉全体の管理というふうなことで、主なものといたしまして有事の際の対応と、やっぱり入浴者が結構おりますので現金の方の管理が大変というようなことで常勤させるという考えでおります。（「わかりました」の声あり）

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 12ページ、10款2項1目17節及び4ページの債務負担行為です。計算すればわかると思うんですけども、これは1平米幾らで計算していますか。

議長（安細隆之君） 用地対策課長。

用地対策課長（佐藤雅徳君） 単価につきましては、不動産鑑定評価を入れておりまして、平米当たり2万6,700円となっております。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 2点目です。10ページ、17款1項1目財政調整基金、これは今回の補正予算後の基金残高は幾らですか。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 補正前で申し上げますと、今現在49億4,918万2,000円ということで、今回財政調整基金繰入金約395万9,000円を差し引きますと、49億1,000万円程度残るといような計算になります。以上です。（「引くのじゃなく、足すんじゃないか」の声あり）足すんですね、済みませんでした。足しますと、49億5,200万円程度になります。以上でございます。済みません。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 同じページですけれども、17款1項4目、これは今回取り崩すと基金残高は幾らになりますか。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 奨学教育基金につきましては、今回の5,400万円を差し引きますと残り約2億円ちょうどぐらいになります。以上です。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。2番高野孝一議員。

2番（高野孝一君） 鳥の海温泉の人件費の削減なんですけれども、2名で退職金引当金と給料、共済組合、合わせて約395万円。この金額はとりあえず26年度ということ、27年の3月までというふうなことでの手当の計算でいいんですか。

議長（安細隆之君） わたり温泉鳥の海所長。

わたり温泉鳥の海所長（酒井庄市君） はい、そのとおりでございます。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2番（高野孝一君） それで、これは温泉を開所するときに事前に説明がありました。運営体制ということで、所長が1人、支配人職員、あともう1人職員。職員2名と所長というふうなんですけれども、所長以外の職員2名のほかに、この2名が加わるということですか。

議長（安細隆之君） わたり温泉鳥の海所長。

わたり温泉鳥の海所長（酒井庄市君） 全員で2名というふうなことでございます。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2番（高野孝一君） そうすると前に議会のほうに説明をしたときは人員が2名ですけれども、その経費については一般会計のほうから手当とするというふうなことではないわけですね。もしそうであれば、その2名の、今後こういうふうな入り込み数がやっぱり四、五百名の場合は、来年度も多分継続するとなった場合に、2名の1年間の経費、さっき言ったような退職金引当金、組合費、給料含めて2名の給

料、経費は幾らになりますかね。

議長（安細隆之君） わたり温泉鳥の海所長。

わたり温泉鳥の海所長（酒井庄市君） 2名というふうな人員でございますけれども、商工観光課職員が兼務で現在対応しておりまして、その中で2名を常勤させたいというふうなことでございます。来年度の給与等については、ただいま資料等を持っておりませんので、後でということをお願いしたいと思います。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第93号 平成26年度亘理町一般会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第93号 平成26年度亘理町一般会計補正予算（第4号）の件は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第6 議案第94号 平成26年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算（第2号）

議長（安細隆之君） 日程第6、議案第94号 平成26年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。わたり温泉鳥の海所長。

わたり温泉鳥の海所長（酒井庄市君） それでは、別冊、平成26年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算書（第2号）のほうをお手元をお願いしたいと思います。

議案第94号 平成26年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ695万

9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,177万6,000円とするものでございます。今回の補正予算でございますが、先ほどの一般会計補正予算でご説明がありましたように、営業を再開いたしましたわたり温泉島の海に係る職員人件費とわたり温泉島の海の施設の修繕費を増額補正するものでございます。

それでは、歳出よりご説明申し上げます。

10ページをお開きいただきたいと思っております。

1款1項1目わたり温泉島の海管理運営費695万9,000円の増額補正でございます。わたり温泉島の海は、まず日帰り入浴から再開するに当たり、商工観光課職員の兼務並びに臨時職員を雇用した上での体制で対応してまいりましたが、リニューアルオープンして1カ月が経過し、円滑な運営を図るために常勤の正職員が必要であることから、職員2名分の人件費、給料として188万5,000円、職員手当等として133万7,000円、共済組合負担金として58万6,000円、退職手当組合負担金として15万1,000円、合わせて395万9,000円の増額補正をするものでございます。

また、わたり温泉島の海管理費300万円の増額補正につきましては、実際に営業を再開してみますと、機械室メーターや消毒用のポンプ等、修繕の必要があるものが出ていることから、修繕料として300万円を増額補正するものでございます。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。

8ページをお開き願いたいと思っております。

3款1項1目基金繰入金395万9,000円の増額補正ですが、わたり温泉島の海運営基金繰入金より繰り入れるものでございます。

6款1項1目寄附金300万円の増額補正ですが、9ページの説明欄に記載のとおり、わたり温泉島の海の支援金としてアサヒビール株式会社仙台支社様から寄附をいただいたものでございます。この場をおかりいたしまして、寄附をいただいたことに関しまして衷心よりお礼申し上げます。

歳入合計695万9,000円を今回の財源とするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議方お願いいたします。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。12番高野 進議員。

12番（高野 進君） まず1点目、この歳入についてなんですけれども、利用料、使用料の増減がないんですが、これはなぜなのか。なぜならば、先ほどの報告で1日当

たり412人、波はあろうかと思いますが、当初は350人平均で計算されております。1日で60人ほどふえているわけですが、そうするとこれから費用六百九十数万円かかるわけですけれども、利用料収入がそれに伴っていないということはなぜかということでお伺いいたします。

議長（安細隆之君） わたり温泉島の海所長。

わたり温泉島の海所長（酒井庄市君） お答えいたします。

まだ、リニューアルオープンいたしまして1カ月というふうなことであります。再開後の1カ月に関しましては412名平均ということでございますけれども、今後どういったふうになるか、なかなか読めないものですから、現状のままというふうなことでさせていただきました。以上でございます。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） 歳出に入りますけれども、今回の補正で聞きたいのは、今年度、来年3月までの歳入歳出の差額、いわゆる損益についてお伺いしたいと思います。まず、これは9月の議会で年間2,430万円赤字という数字が出ております。それで、半年ですから、それはそれとして、半年にするとその半分というのは当たり前ですね。それに今回の695万9,000円を加えますと、1,911万6,000円という経費になります。その174日、年間348日ですから、そうすると1日当たり10万9,800円、11万円の赤字になるというのが計算上出てきます。そこで、これは前、借入金は全部償還したわけです。8億6,000万円前後。それで、これからますます赤字が重なっていくというところに出てくるわけですけれども、今後の入浴客増のための展開案、マーケティング案はどのように考えているか。要は、次の一手です。お伺いしたいと思います。

議長（安細隆之君） わたり温泉島の海所長。

わたり温泉島の海所長（酒井庄市君） やはり、入浴客に来ていただくためには、さまざまなマスコミ等への宣伝、無料というふうなことに限られてくるかと思いますが、並びに今パンフレットなんかも自前で作成して経費を抑えておりますので、また鳥の海周辺、来年年明け早々には商業施設等もオープンしてまいりますので、それらとあわせながら考えていきたいなというふうなことで考えております。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） 最後になると思うのですが、考えているのはいいんですけども、さまざまなこと、具体的に何々、何々をしていきたいとか、今オープンしてからその流れじゃなくて、そのときには既に次の手を打つべきだと私は申し上げているんです。マーケティングの専門家とかなんかに伺って参考にされたらいかがかなと申し上げながら、ところでアンケートはとっておりますか、入浴客の。

議長（安細隆之君） わたり温泉鳥の海所長。

わたり温泉鳥の海所長（酒井庄市君） 現在、アンケート等はとっておりませんが、入浴された方がお帰りの際には、「いい温泉で大変よかった」というふうな声を伺っております。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 議案93号の続きになるかもわかりませんが、11ページです。1款1項1目、わたり温泉鳥の海の組織体制、管理体制はどういうふうになっているのか。所長がいて、そして会計係とか管理係とか、そういう組織体制はどうなっているのか具体的に説明してください。

議長（安細隆之君） わたり温泉鳥の海所長。

わたり温泉鳥の海所長（酒井庄市君） 前にも説明申し上げましたが、ただいま商工観光課職員が兼務辞令というふうなことで、交代で出て鳥の海温泉のほうに勤務しております。ただ、その中でもやっぱり現金管理、有事の際の対応というふうなことで常勤を置くべきであるというふうなことの考えで、今回の補正予算というふうなことでございます。以上です。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 私はその業務の内容を聞いたわけではなくて、どういう組織体制になっているのか。所長はわかりますよ。その下に会計係とか管理係とか、そういうのを置いてあるのか置いてないのか、明快に答弁をお願いします。

あともう1点。所長が兼務するという事は、それはそういうこともあり得ると思うんですけども、やっぱりもっとわたり温泉鳥の海を互理の観光の拠点というふうになれば、所長を常勤として、今後ですよ、採用する必要もあると思うんですけども、その点いかがですか。

議長（安細隆之君） わたり温泉鳥の海所長。

わたり温泉鳥の海所長（酒井庄市君） 現在、管理体制といいますか、将来的に所長という



ことになり専任でというふうなことになりますと、やっぱりこれは総務と最終的には相談していかなければいけないのかなという考えでおります。

また、現在ですけれども、交代で今現金、金庫等の管理をしておりますけれども、やっぱり専任というふうなことで考えていかざるを得ないのかなということで考えております。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） では、最後に9ページ。3款1項1目、この基金残高は幾らになりますか。この補正後の基金残高は幾らになりますか。

議長（安細隆之君） わたり温泉島の海所長。

わたり温泉島の海所長（酒井庄市君） 200万円弱というようなことになります。以上です。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。2番高野孝一議員。

2番（高野孝一君） 運営、組織体制、ちょっとなかなか理解できないんですけれども、確認も含めて。兼務が2人で、そのほかに常勤が2人、計職員が4人こちらから行っているということですか。

議長（安細隆之君） わたり温泉島の海所長。

わたり温泉島の海所長（酒井庄市君） 兼務は商工観光課全員でございます。それで、常勤といえますか、その中の2人を常勤にしたいというふうな考えでおります。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2番（高野孝一君） ですから全員は4人ということですね。4人を温泉のほうに投入しているということですか。

議長（安細隆之君） わたり温泉島の海所長。

わたり温泉島の海所長（酒井庄市君） 商工観光課職員は6人おりますけれども、現在は6人全員で交代で勤務しております。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2番（高野孝一君） 3回しかないののでしっかりした答弁をもらわないと、10回あっても足りないんです。

商工観光課に何人いようと、我々への説明では当初2名をあちらで仕事していただくと。それで、今回の補正でさらに2名を常勤にしたいということで、温泉に行ったときに4人いるわけですかという話。

あと済みません、もう1つ。質問できないので。以前に私は所長のほうに、不測の事態が起きたときどうするかというふうなことを考えたときに、「やっぱり所長は常勤すべきだ」と話したら、「仕事の関係でこちらにいても、こっちの本庁にいても不測の事態が起きればすぐ駆けつけます」というような答弁をしましたにもかかわらず、今回それでは大変だめなので常勤を置きますというふうな話は、何で今になってするんですか。これは、最初からやっぱり不測の事態というのは何があるかわかりませんので、そういうふうな責任ある行動をとれる職員を1人か2人必ず置かなくちゃならないんですよ。それは、その当時は「要りません」で、今回「要ります」というふうに話の内容が変わっていますので、その辺の変わった内容をお話してください。2点。

議長（安細隆之君） わたり温泉島の海所長。

わたり温泉島の海所長（酒井庄市君） 職員は、温泉の職員は2名だけというふうなことでございます。

あと、有事の際というふうなことで、やっぱりどうしてもある程度の責任者は置かないとだめなものと考えておりますので、私は当然有事の際には行きたいと思っておりますし、駆けつけなければならないとは思いますがけれども、連絡体制等を密にしてその点は考えていきたいというふうなことで考えております。（「結局2人ということかな」の声あり）

議長（安細隆之君） 副町長。

副町長（三戸部貞雄君） 追加というかお答えしますけれども、現在のいわゆる体制そのものについては、いわゆる暫定的な対応というようなことから、いわゆる兼務辞令ということで商工観光課職員全員の6名を兼務辞令でローテーションによる勤務体制をとっております。それについては、主に、具体的に申し上げますと、専門官ともう1人の職員の2名は日曜、土曜日も当然休みもありますので、連日いわゆる勤務することは不可能でございますので、それについては交代でやっているというような状況からいきますと、いわゆる先ほどお話ししましたように金銭的な扱い、あるいは上でいわゆる勤務する人たちについてはシルバー人材センターの派遣等、いわゆる週5ですね。あるいは臨時職員の対応で行っているわけでありましてけれども、これらについては別にいわゆるいろんな問題に対処するにはほど

うしても兼務だけではできないというようなことから、いわゆる一般会計でいる職員をそのまま特別会計に2名分を移して、その体制を整えていきたいということでございます。

また、先ほども質問にあったようでございますけれども、これから来年度以降に向けた体制については、今後の推移を見ながらそれらを検討していく必要があるのかなということでは考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。7番百井いと子議員。

7番（百井いと子君） もう一度確認いたしますけれども、商工観光課の職員6名中、鳥の海温泉には常駐、かわるがわる2名ずつ行くということなんですか、1週間。そしてあとは、……

議長（安細隆之君） ちょっとマイクを使ってください。

7番（百井いと子君） 商工観光課の職員が6名おりますよね。それで2名常駐ということなんですかけれども、そのうちの1名は専門官で、専門官はずっと鳥の海温泉に常駐しているということなんですか。そして、こちらからはもう1人交代制で鳥の海温泉に行くということなんですか。

それとあと、臨時の職員が2名。その分の職員の報酬が今回上げた395万円ということなんですか。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） 人事のほうからちょっとお話しさせていただきます。

先ほどからお話ししているのは、確かに6名兼務で辞令を出しております。それで、その6名が交代交代で必ず2名が常に常駐するような形で送っていると。その中でも、経験豊富な専門官を中心にローテーションを組ませていただいているというところでございます。今回の補正予算につきましては、その中心になって動いていただいております専門官について、やはり向こうのほうの危機管理なんかも先ほどご質問がありましたけれども、経験豊富な専門官というようなことで、そういったこともその現場で判断できるというふうなことから、専門官と、それからもう1人ホテル勤務を経験しておる職員がおるものですから、その2人を中心に鳥の海温泉に勤務をしていただくという、その2人分の人件費というふうなことです。

ただし、当然ながら、これまでもご質問があったんですけれども、商工観光課の

ほうも忙しくなるものですから、商工観光課にいる職員につきましては、今後もしもいざといった場合は手伝えるようにということで兼務辞令を今でも出しております。それから、鳥の海温泉に原則勤務になります2人につきましても、今度は逆に兼務として商工観光課の辞令も出しております。メインが向こうで、副がこちらと。それで、こちらに残っている方につきましては、こちらが主で副が鳥の海温泉というようなことで、お互いに忙しいときには対応できるようにというようなことでして、できれば本当はすぐ商工観光課のほうに人の手当てをしたいんですけども、なかなか難しいところがありまして、なるべく早く手当てをしたいというようなことで担当課等のほうと協議しながら、あと上司とも相談しながら、少なくとも新年度に向けてはそれなりの体制を組めるようにしていきたいというふうに考えております。以上でございます。（「了解いたしました」の声あり）

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。6番安藤美重子議員。

6番（安藤美重子君） 修繕費ということで300万円ほど計上されております。当初、全部修繕は終わって再開したのだと思うんですけども、いろいろやっているうちにいろんなところがちょっとふぐあいが出てきたんだと思うんですけども、この300万円で修繕は全部終了となるのでしょうか。

議長（安細隆之君） わたり温泉鳥の海所長。

わたり温泉鳥の海所長（酒井庄市君） 以前の修繕といいますか、そちらの分に関しましては建物、機械関係の電気の受電設備等、建物に付随するものでございました。今回の補正なんですけれども、実際に温泉をくみ上げて入浴する間のポンプであったり、薬注消毒用のポンプであったり、温泉設備の計器類の修繕というふうなものでございます。

議長（安細隆之君） 安藤美重子議員。

6番（安藤美重子君） これで終わりかどうかという明確なご回答はいただけなかったんですけども、例えば今後これで賄い切れなかった場合、何か先ほどは運営基金のほうは200万円ぐらいしかなくなるというお話だったものですから、温泉をこのまま維持していくために予算不足になるんじゃないのかなと、ちょっとその辺をお聞きしたかったんですけども、いかがでしょうか。

議長（安細隆之君） わたり温泉鳥の海所長。

わたり温泉鳥の海所長（酒井庄市君） 今回の補正でほぼ完璧になると考えております。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第94号 平成26年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第94号 平成26年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第7 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（亶理町母子寡婦福祉対策資金貸付条例の一部を改正する条例）

議長（安細隆之君） 日程第7、承認第8号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） それでは、承認第8号の説明をさせていただきます。

議案書のほうが3ページになります。あと、新旧対照表のほうが一番表ということで1ページをお開き願います。

承認第8号 専決処分の承認を求めることについて。

平成26年9月30日、亶理町母子寡婦福祉対策資金貸付条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分した。よって、同条第3項の規定によりその承認を求めるものでございます。

右側のページの専決処分書を読ませていただきます。

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律において、母子及び寡婦福祉法が改正され、平成26年10月

1日に施行されること及び宮城県から父子福祉資金貸付金制度の開始について通知があったことから、引用する文言の改正及び法改正の趣旨を踏まえ、対象枠を拡大するため、亶理町母子寡婦福祉対策資金貸付条例の一部を改正する必要があるが生じたが、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したものでございます。

それでは、議案書の5ページとあわせまして新旧対照表のほうをごらん願いたいと思います。改正内容につきましては、新旧対照表のほうをごらんいただいて説明をさせていただきたいと思います。

対照表の左側が改正後、右側が現行ということでございます。

まず、題名なんですが、亶理町母子父子寡婦福祉対策資金貸付条例ということで改めするものでございます。

第1条におきましては、法律名の改正、それから配偶者のない男子の規定が新たに盛り込まれたことや、新たに都道府県においては父子福祉資金の貸し付けができると法律において改正されました。それから、さらにはこの法律改正にあわせ、宮城県においては父子家庭についても母子家庭と同様に貸し付けを行う通知があったことなどから、引用する法律名、それから条文の整備を行ってございます。本町の貸し付けにおいても父子家庭を対象とするように枠を拡大するものでございます。

第1条のほう、まずこの条例は母子及び父子並びに寡婦福祉法、これが新たな法律名称でございます。それから、それ以降の第6条の関係、配偶者のない男子等については引用している部分でございます。それで、ここで略称規定ということで、母子それから父子、寡婦を「ひとり親等」という表現で略称規定してございます。

第2条の関係でございますが、こちらにおきましては文言の整理と対象枠拡大における第1条での略称規定を行ったことから、それらの文言の改正を行ってございます。対象者につきましては、4号ほど要件があるんですが、その内容については変更はしてございません。

それから、第3条につきましては、保証人の要件を定めておりますが、「各号の要件を備えなければならない」という表現で1から3号まであったんですが、その3番目に「その他町長の適当と認める者」という表現をしておりましたが、こ

れはただし書きで規定したほうが好ましいということで、5号を削除しただし書きに盛り込んでございます。

それから、様式につきましても、法律名の改正に伴ってうちのほうの条例名の題名等を改正したものですから、それらの点の変更を行ったものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 新旧対照表の第3条です。ここに「ただし、町長が適当と認める者である場合は、この限りではない」と、ここの「町長が適当と認める場合」というのはどういう解釈ですか。

議 長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 今までもあった号の中なのですが、一応ただし書きに持ってきて、一応要件的には保証人の関係は本町内に1年以上引き続き居住している者、それから世帯主である者という2つが残るようになります。それで、今回の震災でどうしても親族等がお亡くなりになったとかで、どうしても町内にいないとか、そういうことの場合についてやむを得ない事由が生じた場合のためにただし書きで規定をさせていただいております。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 条文は変更ありませんけれども、その次の第4条には、これは貸付金額が定められていて、1世帯当たり1口その金額が5万円以内というふうになっていて、町長が特に必要と認める場合は7万円までというふうにありますけれども、この町長が特に必要と認めた場合というのは、具体的にはどういうことなのか。また、5万円以上7万円未満で貸し付けしたことはあるのかどうか。

議 長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） まず、このごろにつきましては、ここ何年かは5万円で貸し付けを行ってございます。7万円を町長が認める場合につきましては、ある程度生活に本当に困窮していて、生活保護の申請等、そちらも絡んでくるとか、とにかくそういった世帯の状況を判断しながらなんですけど、一応は5万円で今のところは貸し付けを行ってございます。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） もう1点だけお願いします。

今回、父子にも拡大されましたけれども、今まで父子の方が貸し付けを申請されたことはあるのかないのか。また、あった場合どういう対応をされたのか、まずは第1点目。

あともう1点ですけれども、これは要望になりますけれども、この条項に見出しがないんです。9条までですけれども、条項に見出しがないんですよ。だから、見出しを例えば「対象者」とか、そういう見出しをつけたほうがいいんじゃないかと思えますけれども、答弁をお願いします。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） これまでの父子への貸し付けというか相談でございますが、私の知る限りでは父子の方への相談等については、直接的にこの貸し付けの制度でお越しになった方はないのかなと思っております。ただ、生活保護とかそういった福祉の面での相談はいろいろあったかと思えます。

それから、見出しの関係につきましては、法律が大分古い法律で昭和40年の条例ということで、多分社会的に生活困窮世帯が多かった時代の中で盛り込んだ条例かと思えますが、今後整備の中で見出し等をつけるように改正していきたいと思えます。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、承認第8号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。

本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、承認第8号 専決処分の承認を求めることについての件は、承認することに決定いたしました。



日程第 8 承認第 9 号 専決処分の承認を求めることについて（亙理町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例）

議長（安細隆之君） 日程第 8、承認第 9 号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。健康推進課長。

健康推進課長（佐々木利久君） それでは、専決処分の承認を求めることについてご説明をいたします。

議案書の10ページをお開きいただきたいと思います。

承認第 9 号 専決処分の承認を求めることについて。

平成26年 9 月30日、亙理町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分した。よって、同条第 3 項の規定により、その承認を求めるものでございます。

それでは、専決処分書を読み上げますので、次ページをお開きいただきたいと思います。

専決処分書。次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律において、母子及び寡婦福祉法が改正され、平成26年10月 1 日に施行されることから、母子・父子家庭医療費の助成について、引用する母子及び寡婦福祉法の一部改正及び対象児童の特定を明文化することにより、亙理町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したものでございます。

議案は12ページからでございますが、別紙新旧対照表 4 ページをお開きいただきたいと思います。新旧対照表を使いながらご説明申し上げます。

今回の亙理町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例改正の専決処分書につきましては、福祉課長からも説明がありましたとおり、ひとり親家庭支援施策を強化するための母子及び寡婦福祉法、児童扶養手当等の改正事項も盛り込んだ次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律、これにより平成26年10月 1 日から施行

されるため、条例において対象児童等を規定している引用法律名を改めるもの、またその引用法律では規定できない児童を規定するため明文化するもの、また従前ですが、法律の改正がなされていて条文を改正しなければならなかった点、これらについても今回の改正時に見直しをしたものでございます。今回の法律が10月1日から施行されるものであることから、専決させていただいたものでございます。

では、改正する条文について新旧対照表でご説明いたします。

初めに、第1条目的でございますが、「扶養」から「監護」するに文言を改めますが、児童福祉法では保護者の定義に「児童を現に監護する者」というふうに定められておるものでございますので、今回の改正にあわせて文言を改めるものでございます。

第2条、用語の定義の第1号においては、引用する法律名、「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、「扶養」を「監護」に改め、また配偶者から暴力を受けている者についての規定を追加するものでございます。第2号につきましては、第1号と同様の趣旨の規定の条文とするため、全部を改めるものでございます。

第3条第1項においては、「子」を「監護されている児童」に改め、高齢者の医療の確保に関する法律を加え、第2項第1号においては中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国在留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条の規定により支援給付を受ける者を加え、第4条第1項においては高齢者の医療の確保に関する法律第67条第1項と、6ページにおきましては入院時生活医療費を加える条文の改正でございます。

以上、説明を終わらせていただきます。よろしくご承認いただければと思います。以上でございます。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。14番佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 亘理町には母子及び父子及び寡婦の方、いらっしゃると思いますけれども、この方たちに対しての周知はどのようにされるのか、まずお聞きしたいと思います。

議長（安細隆之君） 健康推進課長。

健康推進課長（佐々木利久君）　今までも父子の方等々においても助成はしております。引用する法律名が変わっただけということでございますので、対応等は従前と同じでございます。以上でございます。

議　長（安細隆之君）　佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君）　母子家庭、父子家庭の方たちに対していろんな助成をしておりますけれども、今後、1枚の紙に、母子家庭はこういう支援が受けられるというような、そういうような用紙をつくる考えはないでしょうか。一つ一つでなくて、いろんな手当てをしていると思いますので、そういう部分で母子家庭、父子家庭の方たちが1枚の紙でわかるような、そういう方向を今後示していく必要があるかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

議　長（安細隆之君）　健康推進課長。

健康推進課長（佐々木利久君）　縦割りの行政の中で福祉課との関係もございます。ただ、今母子父子家庭の申請を受ける際におきましては、児童手当との兼ね合いもございまして、両課一緒に対応しているという状況もございます。ただ、1枚のものにするということは、どういう文面を書いたらいいかというところもちょっと両課で詰めなければいけないと思いますので、今後の課題とさせていただければと思っております。以上です。

議　長（安細隆之君）　ほかに質疑はありませんか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君）　所得制限の基準です。どういう方が所得制限に該当するのか説明してください。

議　長（安細隆之君）　健康推進課長。

健康推進課長（佐々木利久君）　ただいまの質問でございますが、扶養ゼロ人の場合、340万1,000円を上限とさせていただいております。1人扶養者がふえるごとに38万円をプラスした形で計算をさせていただいております。以上でございます。

議　長（安細隆之君）　鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君）　現時点で所得制限に該当する方は何人いらっしゃいますか。

議　長（安細隆之君）　健康推進課長。

健康推進課長（佐々木利久君）　ひとり親で母子家庭の場合でございますが、母が22人、児童が27人、父子家庭の父の場合7人、その児童の場合10人、父母のない児童につきましては、今のところ所得制限はございません。合計66人となっております。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） この医療費助成で、例えば国民健康保険の被保険者で保険税を滞納している方は、この制度は利用できるんですか。

議長（安細隆之君） 健康推進課長。

健康推進課長（佐々木利久君） 所得制限というか、滞納者との整合性をしておりませんので、そのまま活用させていただいているものと思っております。以上です。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、承認第9号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。

本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、承認第9号 専決処分の承認を求めることについての件は、承認することに決定いたしました。

以上をもって、本会議に付議された案件の審査は全部終了いたしました。

これをもって、平成26年11月第34回互理町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時34分 閉会

上記会議の経過は、庶務班長 丸 子 城の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘 理 町 議 会 議 長 安 細 隆 之

署 名 議 員 熊 田 芳 子

署 名 議 員 小 野 一 雄